

～ 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表 ～

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

これにより、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することが義務化されました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分されています。下記のとおり段階ごとに基準値が設けられ、「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」を策定しなければなりません。

また、公営企業の経営の健全化を示す資金不足比率により、「健全段階」「経営健全化段階」の2つの段階に区分されており、資金不足比率が「経営健全化基準」を超えると「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

本市は下記のとおり、「早期健全化基準」「財政再生基準」及び「経営健全化基準」を下回っておりますので、「健全段階」に区分されます。

健全化判断比率とは、

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

の4つの指標を言います。

各比率の意味と算定方法は、以下のとおりです。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、財政運営の深刻度を示しています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示しています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3か年平均}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模のことです。

◆本市の健全化判断比率

(単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.55	20.00
連結実質赤字比率	—	17.55	40.00
実質公債費比率	12.6	25.0	35.0
将来負担比率	149.8	350.0	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「—」で表記します。

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示しています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◆本市の資金不足比率

(単位：千円、%)

会計名	事業の規模	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
農村地域工業等導入促進事業	0	—	—	20.0
農業集落排水事業	35,953	—	—	
観光事業	54,260	—	—	
下水道事業	702,212	—	—	
水道事業	1,558,526	—	—	
簡易水道事業	41,343	—	—	

※ 「資金不足比率」は、黒字の場合「—」で表記します。

健全化判断比率を算出するうえでは、対象となる会計が異なりますので、健全化判断比率の対象範囲をご覧ください。

健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	一般会計			実質赤字比率 連結実質赤字比率 将来負担比率 資金不足比率			
	公営事業会計	特別会計			土地取得事業特別会計		
					火葬場事業特別会計		
					国民健康保険事業特別会計		
					老人保健事業特別会計		
					介護保険事業特別会計		
	公営事業会計	特別会計			公営企業会計（地公企法第2条）		
					法非適用	地財令第37条	
						法適用	居宅介護サービス事業特別会計
							農村地域工業等導入促進事業
					農業集落排水事業特別会計		
					観光事業特別会計		
					下水道事業特別会計		
水道事業会計							
簡易水道事業会計							
一部事務組合	香取広域市町村圏事務組合						
	香取市東庄町清掃組合						
	香取市東庄町病院組合						
	千葉県市町村総合事務組合						
	後期高齢者医療広域連合						
第三セクター等	(株)ぶれきめら						
	(株)ゼットやっぺい社						
	(有)紅小町の郷						
	千葉県信用保証協会						